

(その1)

収支報告書

令和5年分
開催分

(ふりがな) きし のぶお こうえんかい

1 政治団体の名称 岸 信夫 後援会

2 主たる事務所の所在地 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3391

3 代表者の氏名 岸 信夫

4 会計責任者の氏名 吉永 隆史

事務担当者の氏名

品川 裕子

(電話) 0834-51-7320

(電話)

(電話)



政治団体の区分			
<input type="checkbox"/> 政	党	部	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項
<input type="checkbox"/> 政	政	支	の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政	治	金	<input type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政	資	團	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 国会議員関係政治団体の区分
<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項
公職の種類 (現職・候補者の別)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体	<input type="checkbox"/> 公職の候補者の氏名
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体	<input type="checkbox"/> 公職の種類 (現職・候補者の別)
公職の候補者の氏名(2人目)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名(3人目)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	

資金管理団体の指定の期間	
から	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和5年 1月 1日	から
令和5年 2月 6日	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

(その2)

収支の状況

1 収支の総括表

収入総額	340,911
(前年からの繰越額)	340,909
(本年の収入額)	2
支出総額	22,715
翌年への繰越額	318,196

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金額	
員数(党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄附		備考
ア 寄附(イを除く。)の区分	金額	備考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	0	

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘要	金額	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	0	
	1件10万円未満のもの	2	
	合計	2	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目	金 額	備	考
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0		
(2) 光 熱 水 費	0		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0		
(4) 事 務 所 費	22,715		
小 計	22,715	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	0		
(2) 選 挙 関 係 費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0		
イ 宣 伝 事 業 費	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ そ の 他 の 事 業 費	0		
(4) 調 査 研 究 費	0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0		
(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計	0	0	
合 計	22,715		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	政治資金監査報酬	19,958	R5/6/13	須永公認会計士事務所	東京都千代田区丸の内2-2-1岸本ビル ディング5階	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	19,958				
	その他の支出	2,757				
	合計	22,715				

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金銭 信託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(その20)

宣誓書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和6年 5月 27日

政治団体の名称 岸 信夫 後援会

会計責任者の氏名 吉永 隆史



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

政治資金監査報告書

令和6年5月15日

岸 信夫 後援会
代表 岸 信夫 殿

登録政治資金監査人

安土存司

登録番号 第6121号

研修終了年月日 令和6年4月4日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、岸信夫後援会の令和5年にかかる法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書にかかる会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書にかかる支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徵取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収証等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、岸信夫後援会の主たる事務所の作業スペースの不足のため、及び同一議員の複数の政治団体の政治資金監査を円滑に実施するため、登録政治資金監査人の属する税理士法人 SOLARIA 東京事務所（東京都品川区上大崎2丁目15番22号神谷ビル5階）において、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1項に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、及び振込明細書が保存されていた。
なお、政治資金監査の対象期間においては、岸信夫後援会に係る領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿は、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員

関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
なお、政治資金監査の対象期間においては、岸信夫後援会に係る領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

岸信夫後援会と私の間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、岸信夫後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業員との間においても、同様である。

以上